車両系建設機械（解体用）作業計画書 B （記入例2）

統 責 者	元方管理者	担 当 者

北　海　道　　作業所

車両系建設機械（解体用）使用の作業名	業 者 名	（株）　○　○　解体建設
札幌平屋ビル解体工事	作　業　期　間	令和 3 年 6月20日 ～ 令和 3 年 7月 5日

	作業区分 / 使用機械	アタッチメント装着可能重量（Kg）①	アタッチメント名称・型式 破壊力・能力	（重量Kg）②	最大積載重量※1 ①−②	台数	本体所有者 / アタッチメント所有者	次下請	運転者名
使用機械	コンクリート圧砕	2350	油圧クラッシャーFHJ120		1100	1	××建設	2	紺　強士
	0.7バックホーA		65t	1250			△△リース		
	鉄骨切断	2350	鉄骨カッター80FR		230	1	××建設	2	紺　強士
	0.7バックホーA		73t	2120			△△リース		
	コンガラ積み込み	2350	バケット		1710	1	○○解体建設	1	掘削一郎
	0.7バックホーB		0.7m3	640			〃		
	コンガラ運搬					3	□□運輸	2	搬出三郎
	ダンプトラック								

現場責任者を記入

計画内容		
選任・氏名（ ）内には氏名を記入	作業指揮者（ 堀松 信二 ）※2	作業主任者（ ）※3
	誘導者（ 誘導 五郎 ） ※立入禁止処置を誘導者で行なう場合は、合図方法を定める	
合図の方法	・手　・笛　・旗　・無線　・警笛　・その他（ ）	
危険範囲立入禁止処置	・誘導者　・バリケード　・トラロープ　・カラーコーン　・警報装置　・その他（ ）	
地形	・平地　・傾斜地（ 度）・段差地　・路肩　・作業面（・広い　・狭い）	
地質	・硬岩　・軟岩　・礫　・砂礫　・砂　・シルト　・粘性土　・泥炭　・瓦礫　・その他	
埋設物・架空線接近と防護の方法	埋設物：無　・　有（GL− m）	架空線：無　・　有（離れ m）
	防護方法（ ）	
機械転倒・転落の危険性の有無と転倒防止処置	無　・　有（ 解体したコンガラを足場にしてバランスを崩して転倒。 ）	
	防止処置： コンガラを重機足場にする場合は、平坦に均すこと。	
転倒・転落時の措置	転倒時保護構造： 機械Aは有、Bは無	シートベルトの着用：　有　・　無
落下物・飛散物等による危険性の有無と防止処置	無　・　有（ コンクリート片が運転席の窓に飛散し割れる ）	
	防止処置： 重機は強化ガラスを使用し、運転席前面に鋼製のメッシュネットを設置。	
作業中止基準	風速：平均10m以上　雨量：　降雪量：　その他（中震以上の地震時 ）	
作業方法・内容（具体的、簡潔に記入）	コンクリート造の平屋（H=3.4m）の解体。コンクリート圧砕具を装着したバックホーにて屋根、壁、底版の順に取り壊しを行う。溜まったコンクリートガラは別のバックホーにてダンプトラックに積込み搬出する。一部、鉄骨部分があり、この部分は鉄骨切断具を装着した別の機械で施工する。作業時に粉じんが発生するので足場上から散水を実施する。	
安全対策（危険予知に対する措置内容）	・作業場所はバリケードで関係者以外立入禁止とするが関係者は誘導員の指示に従うこと。 ・取り壊し作業と積み込み作業は近接して行わないこと。近接する場合は、取り壊しを中断すること。 ・壁が倒壊する恐れのある場合は、控えを設置してから作業すること。 ・ダンプトラックは作業指揮者からの合図があるまで作業敷地内に入らないこと。 ・鉄骨部解体とコンクリート部解体を同時に行わないこと。 ・散水者は安全帯、防護メガネ及び呼吸保護具を使用すること。 ・重機の作業時はドア、窓を閉めること。 ・重機の作業半径内に入る場合は、グーパー合図により確実に機械を停止させること。	

地上高さが5m以上のコンクリート造を解体する場合は選任する

※1解体用つかみ機の場合は「最大持ち上げ荷重」を記載すること。
※2「作業指揮者」は安全衛生規則第151条の4、151条の15に準じて選任すること。
※3「作業主任者」は安全衛生規則第16条に準じて選任すること。

【 作業場所及び作業範囲と運行経路等 】　計画書打ち合わせ時に下記事項で該当するものは確実に表示する

☑機械の配置　□付属する機械設備等　□運行経路　□安全通路　☑立入禁止区域　□旋回方向
☑誘導者、配置労働者（散水する者を含む）の位置　□架空線等の位置　□制限速度　□交換用アタッチメントの保管場所等

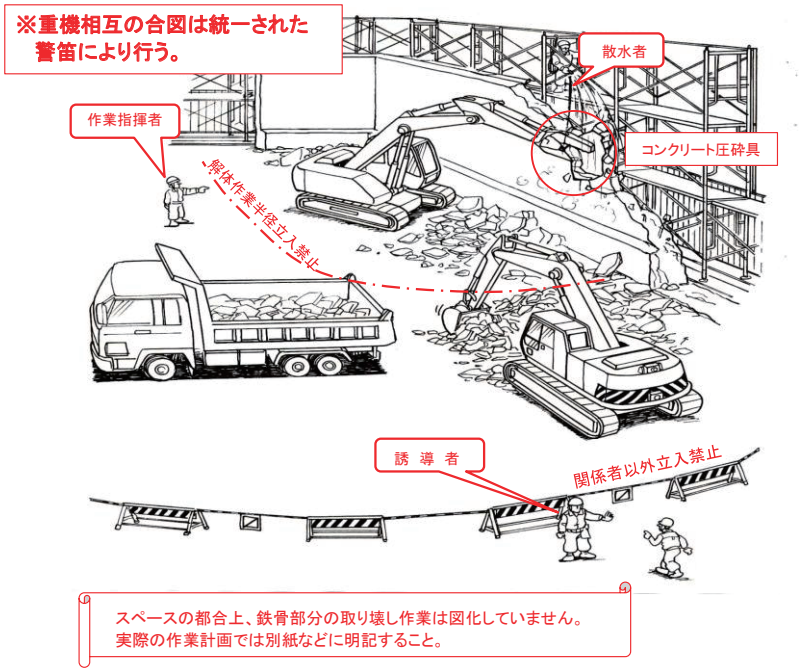

スペースの都合上、鉄骨部分の取り壊し作業は図化していません。
実際の作業計画では別紙などに明記すること。

【周知の記録】

※当作業計画書に従って作業します。（ 9月　２０日）
〈署名〉
堀松信二　紺　強士　掘削一郎　誘導五郎　搬出三郎　搬出次郎　搬出一郎
散水太郎

【参考：安衛法・安衛則の条文の要約】

安衛法　第20条の1　・事業者は、機械、器具、その他設備による危険を防止するために、必要な措置を講じなければならない。

安衛則　第155条　・事業者は車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、あらかじめ、前条の規定による調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。
安衛則第154条【調査と記録】　安衛則安衛則第156条【制限速度】　安衛則第157条【転落等の防止】
安衛則第158条【接触の防止】 安衛則第159条【合図】　安衛則第166条条の3【アタッチメントの装着の制限】
安衛則第166条の4【アタッチメントの重量の表示等】
安衛則第171条の4【特定解体用機械の使用の禁止】　安衛則第171条の6【立ち入り禁止】
※車両系解体用機械とは掘削用油圧ショベルのバケットの代わりに、鉄骨切断具、コンクリート圧砕具、解体用つかみ具をそれぞれアタッチメントとして取り付けた機械。

注）飛散物について木片等の軽い物に対しては「安全ガラス」で適用できるが鉄片やコンクリート片に対しては安全ガラスに加え適切な防護設備が必要。